

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第102号	さいたま市市税条例施行規則等の一部を改正する規則	税 制 課	令和2年11月5日
規則第103号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和2年11月24日
規則第104号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和2年11月26日
規則第105号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年11月30日
規則第106号	さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	食品・医薬品安全課	令和2年12月14日
規則第107号	さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第108号	さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第109号	さいたま市興行場法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第110号	さいたま市理容師法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第111号	さいたま市美容師法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第112号	さいたま市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年12月14日
規則第113号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国民健康保険課	令和2年12月15日
規則第114号	さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和2年12月22日
規則第115号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国民健康保険課	令和2年12月23日
規則第116号	さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	介 護 保 険 課	令和2年12月23日
規則第117号	さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則	年 金 医 療 課	令和2年12月23日

さいたま市規則第102号

さいたま市市税条例施行規則等の一部を改正する規則

(さいたま市市税条例施行規則の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第12条の5関係） 市民税の減免				別表第2（第12条の5関係） 市民税の減免			
区分	減免の範囲	減免の割合	摘要	区分	減免の範囲	減免の割合	摘要
[略]				[略]			
条例第4 7条第1 項第4号 に該当す る場合	1 学生又は生徒 （所得税法第2 条第1項第32 号に規定する勤 労学生をいう。 ）で、自己の勤 労に基づいて得 た事業所得、給 与所得、退職所 得又は雑所得（ 以下「給与所得 等」という。） を有するもの のうち、前年の合 計所得金額が <u>7 5万円</u> 以下であ り、かつ、前年 の合計所得金額 のうち給与所得 等以外の所得に 係る部分の金額 が10万円以下 であるもの	[略]	[略]	条例第4 7条第1 項第4号 に該当す る場合	1 学生又は生徒 （所得税法第2 条第1項第32 号に規定する勤 労学生をいう。 ）で、自己の勤 労に基づいて得 た事業所得、給 与所得、退職所 得又は雑所得（ 以下「給与所得 等」という。） を有するもの のうち、前年の合 計所得金額が <u>6 5万円</u> 以下であ り、かつ、前年 の合計所得金額 のうち給与所得 等以外の所得に 係る部分の金額 が10万円以下 であるもの	[略]	[略]
	2 [略]				2 [略]		

様式第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までを次のように改める。

様式第39号(その1) (別表第1関係) (表)

年度分 市民税・県民税申告書

(宛先)さいたま市長 年 月 日提出

年1月1日の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所	同上	個人番号	
フリガナ		職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	年 月 日生	世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。		整理番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料				
⑭小規模企業共済等掛金控除							
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計				
⑯地震保険料控除	介護医療保険料の計						
⑰～⑲寡婦、ひとり親、勤労学生控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計				
⑰～⑲寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑰□寡婦控除 □死別 □生死不明 □離別 □未帰還		⑱ □ひとり親控除	⑲□勤労学生控除 (学校名)			
⑳申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。	障害の程度		手帳の種別	等級			
㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名	⑳障害の程度		級・度			
	生年月日	配偶者の合計所得金額					
	個人番号	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)					
(16歳未満の扶養親族を含む) ㉓扶養控除	1	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	㉓障害の程度	級・度
		個人番号					
	2	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	㉓障害の程度	級・度
		個人番号					
	3	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	㉓障害の程度	級・度
		個人番号					
	4	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	㉓障害の程度	級・度
		個人番号					

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「10」に氏名及び住所を記入してください。

㉔雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉕医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額

6 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事月数	専従者給与(控除)額
	・			月	
	・			月	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	専従者給与(控除)額の合計額		

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	寄附先	
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条索引定分	埼玉県	寄附先
	さいたま市	寄附先

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ
	不動産		ウ
	利子		エ
	配当		オ
	給与		カ
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
		短期	コ
	長期	サ	
一時		シ	
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬
	小規模企業共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮
	地震保険料控除		⑯
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除		⑲～㉑
	配偶者(特別)控除		㉑～㉒
	扶養控除		㉓
	基礎控除		㉔
	⑬から㉔までの計		㉕
雑損控除		㉖	
医療費控除	区分 □	㉗	
合計(㉕+㉖+㉗)		㉘	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

様式第39号(その1) (別表第1関係) (裏)

8 月別給与収入等記載欄
 { 給与収入のある方で、源泉徴収票のない方は、月別の収入金額等を記入してください。 }

月	日給	勤務日数	収入金額
1		日	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与(ボーナス)等			
合 計			
勤務先所在地			
勤務先名称			
電話番号			
勤務した期間		月 ~ 月	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生じる場所	収入金額	必要経費

10 別居の扶養親族等に関する事項

ここに必要事項を記入してください。(氏名、住所)

11 表面に書ききれなかった「扶養親族」

ここに必要事項を記入してください。(氏名、生年月日、続柄、個人番号等)

14 所得がなかった方の記載欄(該当するものに○をして必要事項を記入してください。)

① 次の方の扶養になっていた、又は援助を受けていた。
 同居 ・ 別居(別居の場合は住所を記入してください。)
 住所 _____
 氏名 _____ あなたとの続柄 _____

(上記の方が単身赴任の場合、次の項目にも記入してください。)

単身赴任の期間	年 月から	年 月まで(予定)
前年所得種類及び合計所得金額	所得	
さいたま市内の家屋の使用状況	A 家族が住んでいる(持家や貸家) B 間借りしている	

② 学生・生徒で収入がなかった。(前年12月31日の現況)
 大学・大学院 短大 専門学校 その他 _____ 年卒業予定

③ 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。(現在も受給中)
 受給期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで

④ 遺族年金・傷病手当金等で生活していた。
 遺族年金・傷病手当金・障害年金・その他() _____
 (障害者控除を申告される方は、表面の「障害の程度」欄にも記入してください。)
 年間受給金額 _____

⑤ 生活保護法による生活扶助を受けていた。(現在も受けている。)
 受給期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで

⑥ その他(貯金を取りくずしていた等生活状況を記入してください。)

15 特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額に関する事項
 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額(配当割、株式等譲渡所得割が特別徴収されている所得)について、所得税とは異なる課税方式を選択する場合には、「所得税とは異なる課税方式を選択」の欄の□にチェックしてください。なお、これらの所得金額を申告不要とする場合には、それぞれについて「申告不要を選択」の欄の□にチェックしてください。
 特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を合計所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額を記入してください。

<input type="checkbox"/> 所得税とは異なる課税方式を選択			
特定配当等に係る所得金額	<input type="checkbox"/> 申告不要を選択	配当割額控除額	円
特定株式等譲渡所得金額	<input type="checkbox"/> 申告不要を選択	株式等譲渡所得割額控除額	円

(注)

16 事業税に関する事項

非課税所得など	損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額(白)
前年中の開業月日	開 月 日 廃	事業所所在地		

(注)

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	C 差引(A-B)	D 特別控除額	所得金額(C-D)
総合譲渡					イ
一時					ロ
(注)					ハ
					ニ=イ+[(ロ+ハ)×1/2]

17 さいたま市以外の市区町村に勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
勤務先名称	
電話番号	
勤務先へ報告している住所	

13 所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄	特別障害者に該当する場合 級・度
生年月日		別居の場合の住所	
個人番号			

〔 税理士 署名押印 電話番号 〕

年度分 市民税・県民税申告書 (分離課税等用)

 年 月 日 提 出	フリガナ	生年月日	整理番号
	氏 名	年 月 日	電話番号
	年1月1日の住所	さいたま市	個人番号

「個人番号」欄には、個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載してください。

この申告書 (分離課税等用) は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項 (円)

区分	所得の生じる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
特例適用条文				

(円)

1 収入金額	短期譲渡	一般分	ス
		軽減分	セ
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ
		優良住宅地等に 係る譲渡	タ
		居住用財産の 譲渡	チ
		一般株式等の譲渡	ツ
		上場株式等の譲渡	テ
		上場株式等の配当等	ト
		先物取引	ナ
	5 所得金額	短期譲渡	一般分
軽減分			㉒
長期譲渡		一般の譲渡	㉓
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉔
		居住用財産の 譲渡	㉕
		一般株式等の譲渡	㉖
		上場株式等の譲渡	㉗
		上場株式等の配当等	㉘
	先物取引	㉙	

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項 (円)

所得の種類	種 目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
特例適用条文				

4 上場株式等の配当所得等に関する事項 (円)

所得の生じる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	.		
	.		
	.		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項 (円)

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A- {給与所得控除額+ (B-給与所得控除額の1/2)} (ただし赤字の場合は0)

7 山林所得・退職所得に関する事項 (円)

山 林	A収入金額		B必要経費		C特別控除額	D青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D)
退 職	A収入金額	勤続年数	退職の区分	B退職所得控除額	C差引 (A-B)	所得金額 (C×1/2)	
		年 (年 月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害				

様式第39号（その2）（別表第1関係）

年度分 市民税・県民税申告書（事務所・事業所・家屋敷用）

（宛先）さいたま市長 年 月 日提出

年1月1日の住所		電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所		個人番号	
フリガナ		職業	
氏名		世帯主の氏名	
生年月日	年 月 日生	世帯主との続柄	
		整理番号	

政令指定都市であるさいたま市では、区を一つの市として取扱うこととされている（地方税法第737条）ことから、事務所・事業所又は家屋敷（以下「事務所等」といいます。）に係る課税は、さいたま市の区内に実際に住んでいなくても、その年の1月1日現在、その区に事務所等を有し、かつ前年中に一定の所得があった方は、地方税法（第24条第1項第2号・第294条第1項第2号）の規定によりその事務所等のある区により均等割（ 円）が課税されます。つきましては、裏面の「申告書の書き方」をご参考の上、この申告書を作成し、お早めに提出していただきますようお願いいたします。（郵送での提出の場合には、同封の返信用封筒をご利用ください。）

1 さいたま市内に有している事務所・事業所又は家屋敷について（該当するものに○をして必要事項を記入してください。）

事務所・事業所（店舗／工場等）		家屋敷	
所在地	さいたま市 区	所在地	さいたま市 区
電話番号		電話番号	
屋号（名称）		使用状況（1月1日現在）	
職（業）種		A 家族が住んでいる（持家や貸家）	
使用状況（1月1日現在）	A 使用している	B 別荘・別宅	
	B 使用していない	C 他の方に貸している	
	C 一時的に使用 月から 月まで	D 間借りしている	
	D 廃業（年 月）	E 居住していない	
	E 法人成り（年 月）	(i) 現在、住んでいないが居住できる状態	
		(ii) 全く居住できない状態（廃屋、取壊し等）	

2 前年中の所得金額等について（源泉徴収票の添付は必要ありません。）

給与所得	収入金額		給与所得金額	
給与所得以外	種目		所得	所得金額
	種目		所得	所得金額
同一生計配偶者又は扶養親族	氏名	続柄	個人番号	生年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
			合計所得金額	
			本人該当項目（該当するものに○をしてください。）	
			障害者（特別・普通）	寡婦 ひとり親
			未成年者	

3 勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
名称	
電話番号	

4 単身赴任中の方

単身赴任の期間	
年 月から 年 月まで（予定）	

5 税務署へ確定申告書を提出済みの方又は提出予定の方

提出先	提出日・提出予定日
税務署	年 月 日
確定申告書に記載した住所	

税理士
署名押印
電話番号

Ⓜ

(さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年さいたま市規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第9号（裏）、様式第9号の2（裏）及び様式第9号の3（裏）の改正を次のように改める。

様式第9号（別表第1関係）（裏）

[略]	[略] 延滞金 納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、 <u>税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）</u> に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割
-----	---

様式第9号（別表第1関係）（裏）

[略]	[略] 延滞金 納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、 <u>税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）</u> に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞
-----	---

合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

）を乗じて計算した金額。
この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

[略]

[略]

[略]

延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「

[略]

[略]

[略]

延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割

特例基準割合」という。
) が年 7. 3 パーセン
トの割合に満たない場
合には、その年 (以下
「特例基準割合適用年
」という。) 中におい
ては、年 14. 6 パー
セントの割合にあつて
は当該特例基準割合適
用年における特例基準
割合に年 7. 3 パーセ
ントの割合を加算した
割合とし、年 7. 3 パ
ーセントの割合にあつ
ては当該特例基準割合
に年 1 パーセントの割
合を加算した割合 (当
該加算した割合が年 7
. 3 パーセントの割合
を超える場合には、年
7. 3 パーセントの割
合) とします。令和 3
年 1 月 1 日以後の期間
については、当該期間
の属する各年の租税特
別措置法第 9 3 条第 2
項に規定する平均貸付
割合に年 1 パーセント
の割合を加算した割合
(以下「延滞金特例基
準割合」という。) が
年 7. 3 パーセントの
割合に満たない場合に
は、その年中において
は、年 14. 6 パーセ
ントの割合にあつては
その年における延滞金
特例基準割合に年 7.
3 パーセントの割合を
加算した割合とし、年
7. 3 パーセントの割
合にあつては当該延滞
金特例基準割合に年 1
パーセントの割合を加
算した割合 (当該加算
した割合が年 7. 3 パ
ーセントの割合を超え
る場合には、年 7. 3
パーセントの割合) と
します。) を乗じて計

合は、閏年の日を含む
期間についても、36
5 日当たりの割合です。

算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

様式第9号の3（別表第1関係）（裏）

〔略〕
延滞金

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が

〔略〕

様式第9号の3（別表第1関係）（裏）

〔略〕
延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間

〔略〕

年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

についても、365日当たりの割合です。

様式第41号（1）（裏）の改正を次のように改める。

様式第41号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

様式第41号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

様式第42号（1）（裏）の改正を次のように改める。

様式第42号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した

様式第42号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割

割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

様式第66号（1）（裏）の改正を次のように改める。

様式第66号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算

様式第66号（1）（別表第1関係）（裏）

1～3 [略]

4 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）としま

されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

す。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

5 [略]

様式第80号(裏)及び様式第81号(裏)の改正を次のように改める。

様式第80号(別表第1関係)(裏)

[略]

1・2 [略]

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

[略]

様式第80号(別表第1関係)(裏)

[略]

1・2 [略]

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

[略]

[略]

1・2 [略]

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

[略]

1・2 [略]

3 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例施行規則様式第39号（その1）（表）から様式第39号（その2）までの規定は、令和3年度以後の年度分の個

人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

さいたま市規則第103号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター <u>救命救急センター</u> 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">周産期母子医療センター</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>救命救急センター</u></p> <p>(1) <u>救命救急センターの運営に関すること。</u></p> <p>(2) <u>重篤救急患者の診療に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科 口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">周産期母子医療センター</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

さいたま市規則第104号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章 [略] 第10章 補則 (<u>第25条—第27条</u>) 附則 (徴収職員) <u>第26条</u> 市長は、 <u>法第57条の2の規定による徴収金の滞納処分に関する職務を当該徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して委任する。</u> <u>2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第41号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u> 第27条 [略]	目次 第1章～第9章 [略] 第10章 補則 (<u>第25条・第26条</u>) 附則 第26条 [略]

様式第40号の次に次の1様式を加える。

様式第41号（第26条関係）

（表）

第	号
徴収職員証	
さいたま市	
課	
職・氏名	
年 月 日生	
年	月 日発行
さいたま市長	
印	

（裏）

- 1 本証は、児童福祉法第57条の2の規定による徴収金について、地方自治法第231条の3第3項の規定による滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴収職員の任を解かれたときは、速やかに返還すること。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

さいたま市規則第105号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 6～10 [略]	(期末手当) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 6～10 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第106号

さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第12号（第7条関係） 食品営業許可申請書（新規・更新） [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">営業設備の概要※ （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。） ※ <u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合であって、変更がないときは、省略することができる。</u></p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>営業を譲り受けたことを証する旨</u> （<u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合に記載する。</u>）</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">営業設備の概要※ （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。） ※ <u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合であって、変更がないときは、省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>営業を譲り受けたことを証する旨</u> （<u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合に記載する。</u>）</p>			<p>様式第12号（第7条関係） 食品営業許可申請書（新規・更新） [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">営業設備の概要 （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。）</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">営業所付近の案内図</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">営業設備の概要 （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。）</p>	<p style="text-align: center;">営業所付近の案内図</p>		
<p style="text-align: center;">営業設備の概要※ （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。） ※ <u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合であって、変更がないときは、省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>営業を譲り受けたことを証する旨</u> （<u>食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を営む者から当該営業を譲り受けた場合に記載する。</u>）</p>								
<p style="text-align: center;">営業設備の概要 （営業施設の平面図に主要設備を配置し、それぞれの構造を記載する。）</p>	<p style="text-align: center;">営業所付近の案内図</p>								
<p>様式第13号（第7条関係） 営業許可相続承継届 [略]</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は<u>不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図</u>の写し 	<p>様式第13号（第7条関係） 営業許可相続承継届 [略]</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書の写し 								

<p>2 相続人が<u>2人以上</u>ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書の写し</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第26号（第7条関係） ふぐ取扱施設認定書交付申請書 [略]</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 相続による承継の場合 <u>(1) 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u> <u>(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>2 相続人が<u>二人以上</u>ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書の写し</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第26号（第7条関係） ふぐ取扱施設認定書交付申請書 [略]</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 相続による承継の場合 <u>戸籍の謄本及び相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</u></p> <p>3 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第107号

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">（許可申請書の様式等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 <u>ただし、営業者が旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第3号及び第4号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、旅館業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">（営業者たる被相続人の地位の承継承認申請書の様式等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>様式第1号（第2条、第12条関係） 旅館業営業許可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">10 衛生の管理に係る責任者の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	[略]		10 衛生の管理に係る責任者の氏名		<p style="text-align: center;">（許可申請書の様式等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（営業者たる被相続人の地位の承継承認申請書の様式等）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>様式第1号（第2条、第12条関係） 旅館業営業許可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">10 衛生の管理に係る責任者の氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	[略]		10 衛生の管理に係る責任者の氏名	
[略]									
10 衛生の管理に係る責任者の氏名									
[略]									
10 衛生の管理に係る責任者の氏名									

1 1 営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の旅館業に係る営業者名、許可（承認）指令番号及び許可（承認）指令年月日並びに旅館業を譲り受けたことを証する旨	営業者名	
	許可（承認）指令番号	指令第 号
	許可（承認）指令年月日	年 月 日
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から旅館業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

備考

- 1 営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、3から5まで、6の(1)及び(2)並びに8から10までの記載事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 次の書類を添付してください。ただし、営業者から旅館業を譲り受けた場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。
 - (1) 申請者が法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
 - (3) 敷地内の建物の配置図
 - (4) 施設の平面図、立面図及び給排水の配管図
 - (5) 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し
 - (6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、旅館業を譲り受けたことを証する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考 次の書類を添付してください。

- 1 申請者が法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- 2 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設、主要建物及び道路を示す見取図
- 3 敷地内の建物の配置図
- 4 施設の平面図、立面図及び給排水の配管図
- 5 入浴設備の原湯、原水、上がり用湯又は上

<p>様式第4号（第5条関係） 旅館業営業相続承認申請書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は <u>不動産登記規則第247条第5項の規定により 交付を受けた同条第1項に規定する法定相 続情報一覧図の写し</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>がり用水として使用する水の水質検査（第9 条第1項に規定する水質の基準に適合してい ることを確認するための検査をいう。）の結 果を記載した書面の写し</u></p> <p><u>6 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と 認める書類</u></p> <p>様式第4号（第5条関係） 旅館業営業相続承認申請書</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</p> <p>2～4 [略]</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市旅館業法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第108号

さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市公衆浴場法施行細則（平成14年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（営業の許可申請）</p> <p>第2条 省令第1条第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。<u>ただし、営業者が浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第1号から第9号までに掲げる事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、譲渡前の浴場業に係る営業者名、許可指令番号及び許可指令年月日</u></p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、営業者が浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、浴場業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p style="text-align: center;">（相続による営業者の地位の承継の届出）</p> <p>第4条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業相続承継届（様式第3号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（営業の許可申請）</p> <p>第2条 省令第1条第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 省令第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p style="text-align: center;">（相続による営業者の地位の承継の届出）</p> <p>第4条 省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業相続承継届（様式第3号）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

様式第1号（第2条、第7条関係）
公衆浴場営業許可申請書

[略]

[略]		
3 [略]	[略]	
4 営業施設の構造設備	別紙のとおり	
5 [略]	[略]	
6 [略]	[略]	
7 [略]	[略]	
8 [略]	[略]	
9 [略]	[略]	
10 [略]	[略]	
11 [略]	[略]	
12 [略]	[略]	
13 [略]	[略]	
14 [略]	[略]	
15 営業者から浴場業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の浴場業に係る営業者名、許可指令番号及び許可指令年月日並びに浴場業を譲り受けたことを証する旨	営業者名	
	許可指令番号	指令第 号
	許可指令年月日	年 月 日
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から浴場業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者から浴場業を譲り受けた場合にあつては、第2項から第4項まで及び第6項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

1～6 [略]

7 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、浴場業を譲り受けたことを証する書類

8 [略]

様式第3号（第4条関係）
公衆浴場営業相続承継届

[略]

[略]

様式第1号（第2条、第7条関係）
公衆浴場営業許可申請書

[略]

[略]	
3 [略]	[略]
4 [略]	[略]
5 [略]	[略]
6 [略]	[略]
7 [略]	[略]
8 [略]	[略]
9 [略]	[略]
10 [略]	[略]
11 [略]	[略]
12 [略]	[略]
13 [略]	[略]

備考 次の書類を添付してください。

1～6 [略]

7 [略]

様式第3号（第4条関係）
公衆浴場営業相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は
不動産登記規則第247条第5項の規定によ
り交付を受けた同条第1項に規定する法定相
続情報一覧図の写し

2・3 [略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市公衆浴場法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第109号

さいたま市興行場法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市興行場法施行細則（平成14年さいたま市規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（営業の許可申請）</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号から第7号までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、興行場営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">（相続による営業者の地位の承継の届出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係） 興行場営業許可申請書 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（営業の許可申請）</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">（相続による営業者の地位の承継の届出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係） 興行場営業許可申請書 [略]</p>

[略]		
9 仮設又は臨時で行う興行場の場合の期間	[略]	
10 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあっては、譲渡前の興行場営業に係る営業名、許可指令番号及び許可指令年月日並びに興行場営業を譲り受けたことを証する旨	営業者名	
	許可指令番号	指令 第 号
	許可指令年月日	年 月 日
	下記事項を確認後、□にチェックしてください。 □ 私は上記の者から興行場営業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

備考

- 1 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあっては、3から8の(1)及び(2)までの記載事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 次の書類を添付してください。ただし、興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあっては、第3号から第7号までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。
 - (1) 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
 - (2) 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等を示す見取図
 - (3) 敷地内の建物の配置図
 - (4) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
 - (5) 施設の正面図、側面図及び天井伏図
 - (6) 観覧席の断面図
 - (7) 構造及び設備の仕様書
 - (8) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、興行場営業を譲り受けたことを証する書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

[略]	
9 仮設又は臨時で行う興行場の場合の期間	[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- 2 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等を示す見取図
- 3 敷地内の建物の配置図
- 4 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
- 5 施設の正面図、側面図及び天井伏図

<p>注</p> <p>様式第3号（第4条関係） 興行場営業相続承継届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は <u>不動産登記規則第247条第5項の規定により 交付を受けた同条第1項に規定する法定相 続情報一覧図の写し</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>6 <u>観覧席の断面図</u></p> <p>7 <u>構造及び設備の仕様書</u></p> <p>8 <u>前各項に掲げるもののほか、市長が必要と 認める書類</u></p> <p>注</p> <p>様式第3号（第4条関係） 興行場営業相続承継届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考 次の書類を添付してください。</p> <p>1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書</p> <p>2・3 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市興行場法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第110号

さいたま市理容師法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市理容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
様式第3号（第4条関係） （表） 理容所開設届	様式第3号（第4条関係） （表） 理容所開設届												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
（裏）	（裏）												
[略]	[略]												
従業員控室	従業員控室												
[略]	[略]												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">開設者名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">確認済証番号</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">確認済証年月日</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。</td> </tr> </table>	理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名			確認済証番号	第 号		確認済証年月日	年 月 日		下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。		
理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名												
	確認済証番号	第 号											
	確認済証年月日	年 月 日											
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。												
備考 次の書類を添付してください。ただし、 <u>理容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。</u>	備考 次の書類を添付してください。												
1～7 [略]	1～7 [略]												
8 <u>ただし書の適用を受ける場合にあつては、</u>													

営業を譲り受けたことを証する書類

9 [略]

様式第5号（第4条関係）

理容所相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は
不動産登記規則第247条第5項の規定によ
り交付を受けた同条第1項に規定する法定相
続情報一覧図の写し

2・3 [略]

8 [略]

様式第5号（第4条関係）

理容所相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

2・3 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市理容師法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第111号

さいたま市美容師法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市美容師法施行細則（平成14年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
様式第3号（第4条関係） （表） 美容所開設届	様式第3号（第4条関係） （表） 美容所開設届												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
（裏）	（裏）												
[略]	[略]												
従業員控室	従業員控室												
[略]	[略]												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">開設者名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">確認済証番号</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">確認済証年月日</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。</td> </tr> </table>	美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名			確認済証番号	第 号		確認済証年月日	年 月 日		下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。		
美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前の営業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びに当該営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名												
	確認済証番号	第 号											
	確認済証年月日	年 月 日											
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から営業を譲り受けた者であることに相違ありません。												
備考 次の書類を添付してください。ただし、 <u>美容所の開設者から営業を譲り受けた場合にあつては、第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項に掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。</u>	備考 次の書類を添付してください。												
1～7 [略]	1～7 [略]												
8 <u>ただし書の適用を受ける場合にあつては、</u>													

営業を譲り受けたことを証する書類

9 [略]

様式第5号（第4条関係）

美容所相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は
不動産登記規則第247条第5項の規定によ
り交付を受けた同条第1項に規定する法定相
続情報一覧図の写し

2・3 [略]

8 [略]

様式第5号（第4条関係）

美容所相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

2・3 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市美容師法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第112号

さいたま市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市クリーニング業法施行細則（平成14年さいたま市規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>様式第3号（第4条関係）（表） クリーニング所開設届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">開設予定日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="border: 2px solid black; vertical-align: top;"> <p>営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びにクリーニング業を譲り受けたことを証する旨</p> </td> <td style="width: 50%;">開設者名</td> </tr> <tr> <td>確認済証番号</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td>確認済証年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者からクリーニング業を譲り受けた者であることに相違ありません。</p> </td> </tr> </table>	[略]		開設予定日	[略]	<p>営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びにクリーニング業を譲り受けたことを証する旨</p>	開設者名	確認済証番号	第 号	確認済証年月日	年 月 日	<p>下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者からクリーニング業を譲り受けた者であることに相違ありません。</p>		<p>様式第3号（第4条関係）（表） クリーニング所開設届</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">開設予定日</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		開設予定日	[略]
[略]																	
開設予定日	[略]																
<p>営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあつては、譲渡前のクリーニング業に係る開設者名、確認済証番号及び確認済証年月日並びにクリーニング業を譲り受けたことを証する旨</p>	開設者名																
	確認済証番号	第 号															
	確認済証年月日	年 月 日															
	<p>下記事項を確認後、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者からクリーニング業を譲り受けた者であることに相違ありません。</p>																
[略]																	
開設予定日	[略]																
	<p>備考 次の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>クリーニング所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）</u> 2 <u>クリーニング師が3名以上いる場合は、別紙</u> 3 <u>クリーニング師が必要な場合は、クリーニング師免許証</u> 4 <u>法人の場合は、登記事項証明書</u> 5 <u>前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u> <p>注</p>																

様式第3号（第4条関係）（裏）

[略]		
苦情の申出先	名称	
	所在地	
	電話番号	

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者からクリーニング業を譲り受けた場合にあっては、第1項から第3項までに掲げる書類のうち、変更がない書類の添付を省略することができます。

- 1 クリーニング所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）
- 2 クリーニング師が3名以上いる場合は、別紙
- 3 クリーニング師が必要な場合は、クリーニング師免許証
- 4 法人の場合は、登記事項証明書
- 5 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店の一覧
- 6 ただし書の適用を受ける場合にあっては、クリーニング業を譲り受けたことを証する書類
- 7 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

注

様式第4号（第4条関係）（表）

無店舗取次店営業届

[略]

[略]		
営業開始予定日	[略]	
営業者から無店舗取次店の営業を譲り受けた場合にあっては、譲渡前の無店舗取次店の営業に係る開設者名及び届出年月日並びに営業を譲り受けたことを証する旨	開設者名	
	届出年月日	年 月 日
	下記事項を確認後、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 私は上記の者から無店舗取次店の営業を譲り受けた者であることに相違ありません。	

様式第3号（第4条関係）（裏）

[略]	
備考 苦情の申出先 ・名称 ・所在地 ・電話番号	

注

様式第4号（第4条関係）（表）

無店舗取次店営業届

[略]

[略]	
営業開始予定日	[略]

備考 クリーニング師が3名以上いる場合は、別紙で添付すること。

様式第4号（第4条関係）（裏）

[略]		
苦情の申し出先	クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
	クリーニング所の所在地又は車両の保管場所	
	電話番号	

備考 次の書類を添付してください。ただし、営業者から無店舗取次店の営業を譲り受けた場合であって、第1項に掲げる書類に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができます。

- 1 クリーニング師が3名以上いる場合は、別紙
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店の一覧
- 3 ただし書の適用を受ける場合にあつては、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第6号（第4条関係）

クリーニング営業者相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2～4 [略]

様式第4号（第4条関係）（裏）

[略]
(備考) 苦情の申し出先 ・クリーニング所又は無店舗取次店の名称 ・クリーニング所の所在地又は車両の保管場所 ・電話番号

様式第6号（第4条関係）

クリーニング営業者相続承継届

[略]

[略]

備考 次の書類を添付してください。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- 2～4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市クリーニング業法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第113号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年3月31日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和2年12月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第114号

さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(生活保護法等による委任事務) 第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] <u>(11) 法第55条の8第1項の規定による被保護者健康管理支援事業の実施及び法第55条の9第2項の規定による情報の提供に関すること。</u> (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] 2 [略]	(生活保護法等による委任事務) 第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

さいたま市規則第 1 1 5 号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成 1 4 年さいたま市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第 1 号（その 1）（6）（第 3 条関係）</p> <p>6 [略]</p> <p>7 延滞金 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1, 0 0 0 円未満の端数があるとき又はその全額が 2, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年 1 4. 6 パーセント（納期限の翌日から 1 箇月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合（当該期間の属する各年の平均貸付割合（<u>租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。</u>））に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金^{（以下「延滞金」という。）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合です。なお、延滞金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき又はその全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又</p>	<p>様式第 1 号（その 1）（6）（第 3 条関係）</p> <p>6 [略]</p> <p>7 延滞金 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1, 0 0 0 円未満の端数があるとき又はその全額が 2, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年 1 4. 6 パーセント（納期限の翌日から 1 箇月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金^{（以下「延滞金」という。）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合です。なお、延滞金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき又はその全額が 1, 0 0 0 円未満であ</p>

はその全額を切り捨てます。

8 [略]

様式第1号(その2)(4)(第3条関係)
(表)

[略]

(裏)

6 [略]

7 延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8 [略]

様式第4号(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

[:] [略] 延滞金

るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8 [略]

様式第1号(その2)(4)(第3条関係)
(表)

[略]

(裏)

6 [略]

7 延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゅんねん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

8 [略]

様式第4号(第3条関係)

(表)

[略]

(裏)

[:] [略] 延滞金

略
]

納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年

略
]

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

さいたま市規則第116号

さいたま市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第34号（その1）（4）（第31条関係）（表）</p> <p>○ 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{（延滞金）}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>	<p>様式第34号（その1）（4）（第31条関係）（表）</p> <p>○ 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の<u>前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{（延滞金）}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨</p>

てます。

様式第34号(その2)(3)(第31条関係)(裏)

[略]

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金^{じちん}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{じちん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

様式第34号(その2)(3)(第31条関係)(裏)

[略]

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金^{じちん}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、^{じちん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

様式第34号(その3)(2)(第31条関係)(裏)

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割

様式第34号(その3)(2)(第31条関係)(裏)

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パー

合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

セントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

様式第34号（その4）（2）（第31条関係裏）

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金

（様式第34号（その4）（2）（第31条関係裏）

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間につ

額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

様式第34号の2(その1)(4)(第31条関係)(表)

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が増加されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

様式第34号の2(その2)(3)(第31条関係)(表)

[略]

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14

いても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

様式第34号の2(その1)(4)(第31条関係)(表)

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が増加されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

様式第34号の2(その2)(3)(第31条関係)(表)

[略]

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14

． 6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

． 6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

様式第39号（1）（第31条関係）（裏）

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加

様式第39号（1）（第31条関係）（裏）

○ 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割

算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年じゆんねんの日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金じゆんしんが加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年じゆんねんの日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

さいたま市規則第117号

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（1）（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>保険料について</u> 延滞金</p> <p>納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の平均貸付割合（<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>延滞金特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。</u>）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。な</p> </div>	<p>様式第1号（1）（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">[略]</div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>保険料について</u> 延滞金</p> <p>納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の<u>前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「<u>特例基準割合</u>」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）<u>中</u>においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。</u>）を乗じて計算した額の延滞金^{（延滞金）}が加算されます。この場合における年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当</p> </div>

お、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第4号(第2条関係)(裏)

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第4号(第2条関係)(裏)

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。